

令和5年度 燕三条ものづくりツーリズム ファクトリーツアー

3月期 参加企業募集要項

地域課題である二次交通の不便さを解消するため、近隣で開催される大型イベント等と連動した特色あるファクトリーツアーを造成し、新たなオープンファクトリーの増加を目的とした、「燕三条ものづくりツーリズム ファクトリーツアー」開催にあたり、参加企業を募集するために本要項を規定する。

1. 募集企業の要件

- (1) 燕三条地場産業振興センターが定める、本「参加企業募集要項」を遵守できること。
- (2) 次のいずれかを満たしていること。
 - ・燕市もしくは三条市に事業所を有する者である。
 - ・燕商工会議所もしくは三条商工会議所に属する者である。
- (3) 募集数を超えた場合は、次の項目順に該当する企業を優先する。
 - ① 燕市もしくは三条市に事業所を有する者である。
 - ② 燕三条地域で常設また予約制で工場見学の受け入れを行っており、その情報を公開している。または、工場見学の受け入れを検討している企業である。
- (4) 上記の条件を満たした募集において、希望日時等が重複する場合、コースルートを設計する委託業者との協議の上で、参加企業の開催日時等を確定する。

2. 開催概要

- (1) ターゲット 期間中に燕三条近隣地域へ来訪予定の一般旅行者や企業関係者
【参加見込数】10～20名／回
- (2) 開催日時 令和6年3月8日(金)、11日(月)
※令和6年3月9日(土)、10日(日)開催「にいがた酒の陣2024」と連動
1日2本(9:00～12:00、13:30～16:30)、2日間 計4本運行予定
- (3) 発着場所 【集合・出発】燕三条地場産業振興センター、または、JR 燕三条駅燕口
【到着・解散】燕三条地場産業振興センター、または、JR 燕三条駅燕口

3. 募集企業の概要

- (1) 募集数 4～8社程度(2社×4コースの見込み)
- (2) 募集内容 酒器や飲酒場面に関連する製品を製造する企業・施設・機関
- (3) 募集方法 センターHP、SNS、FAX 送信登録企業(約1,100社)、センター役員所属団体宛等に公募する。告知内容で指定の方法にて申込みを行うこと。
- (4) 募集期間 令和5年12月4日(月)～25日(月)12:00まで
- (5) 結果通知 応募要件を満たした企業の応募数と開催日時の希望、また、コースルートを設計する委託業者と協議の上で、参加企業と開催日時を確定し、その結果を応募企業へ通知する。
結果通知予定日 令和6年1月5日(金)

4. 参加企業の務め

- (1) 必要な情報を事務局へ提供すること。
- (2) 事前説明会に参加すること。
- (3) 事前確認デモツアーに参加すること。
- (4) ツアー当日は、原則として1名以上の説明者を駐在させること。
- (5) ツアー催行後、成果調査のためのアンケートを提出すること。
- (6) その他、事務局が要請することに協力すること。

5. 参加負担金

- (1) 参加企業は、1社 11,000 円(消費税額 1,000 円を含む)を負担する。
- (2) 事務局は、ツアー催行前に、請求書を作成の上、参加負担費用を各企業へ請求する。
- (3) 参加企業及びツアー工程確定(事前企業説明会)の後に辞退する場合は、負担金の全額を負担すること。
- (4) 辞退申告の後、繰り上げ参加等で補填ができた場合も、(3)と同様とする。

6. 参加負担金に含まれる費用

- (1) ツアー催行に係る各種広報宣伝費。
- (2) ツアー参加者の募集経費及び参加者のイベント保険加入料。
- (3) ツアー参加者の移動に係る諸経費(車両・運転手手配、ガソリン代など)。
- (4) インカム借用等、ツアー催行に必要とされる諸経費。

7. 参加負担金以外に必要となる経費

- (1) 自社説明のために必要な資料やツール、人財確保等に係る諸経費。
- (2) 事前説明会とデモツアー参加のための諸経費。
- (3) その他、自社がオープンファクトリーするにあたり必要となる費用。
- (4) オープンファクトリー時に参加者から徴収する見学料の有無及び料金については、申込時に明記すること。なお、参加者募集開始後は、見学料を変更しないこと。

8. 事務局(燕三条地場産業振興センター)の役割

- (1) ツアー催行業務委託先の選定。
- (2) ツアー参加企業の公募と選定。
- (3) 業務全般に係る連絡・調整他、必要となる用務。

9. 委託業者の役割

- (1) 参加者募集及びツアー催行に係る各種広報宣伝業務。
- (2) ツアー参加者募集と保険加入を含むツアー催行業務全般。
- (3) 事前説明会及びデモツアーの主催。
- (4) その他、事務局が要請すること。

10. その他

- (1) 天災・人災・疫病・ストライキ・戦争・テロなどの不可抗力により、主催者の判断で各種イベント開催が延期・中止になる場合があります。また、参加企業の安全等を考慮し、当センターの判断でツアー催行を中止する場合があります。
- (2) 記載がない事柄については、参加企業並びに委託業者との協議の上で決定します。

11. 事務局

公益財団法人 燕三条地場産業振興センター 燕三条ブランド推進部 企画推進課
担当:佐藤 TEL:0256-36-4123/FAX:0256-32-5701/Mail:ki-sato@tsjiba.or.jp